

渋川市市民後見人養成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用促進を図るために、認知症、知的障害その他の精神上的の障害がある者を支える市民後見人を養成する渋川市市民後見人養成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後見人等 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、保佐人及び補助人をいう。
- (2) 市民後見人 第4条第1号又は第4条第2号に規定する市民後見人養成講座を修了し、後見人等として事務に適切に当たることができる者として、市長が登録をした者をいう。
- (3) 後見等 後見人等として行う後見、保佐及び補助の業務をいう。
- (4) 専門職 弁護士、司法書士、社会福祉士その他の専門職をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、渋川市とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、NPO法人等に委託することができる。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民後見人養成講座（以下「養成講座」という。）の実施に関すること。
- (2) 市が指定する養成講座の受講に係る経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関すること。
- (3) 市民後見人の登録及び管理に関すること。
- (4) 市民後見人の活動支援に関すること。
- (5) その他事業の推進に関し、市長が必要と認めること。

(対象者)

第5条 前条第1号に規定する養成講座を受講することができる者及び前条第2号に規定する補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 養成講座を受講を開始する年度の4月1日現在における年齢が20歳以上である者
- (2) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (3) 市税（渋川市税条例（平成18年渋川市条例第56号）第3条に規定する市税をいう。）を滞納していない者
- (4) 成年後見制度及び高齢者、障害者等に対する福祉に理解と熱意があり、かつ、心身共に健康である者
- (5) 原則として養成講座のすべての課程を受講できる見込みがある者
- (6) 市民後見人として本市内で活動する意思がある者
- (7) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 民法第847条に規定する欠格事項に該当する者
 - イ 渋川市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係にある者

(修了証)

第6条 市長は、第4条第1号に規定する養成講座を修了した者に対し、修了証を交付するものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条第2号に規定する養成講座の受講料とする。

(補助金の額等)

第8条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の10分の10以内の額とし、80,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、予算の範囲内とする。

3 同一の研修に係る補助金の交付は、1人1回限りとする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

第4条第2号に規定する養成講座の申込みをする5日前までに、渋川市市民後見人養成講座受講料補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、渋川市市民後見人養成講座受講料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等申請）

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容の変更又は取下げをしようとするときは、渋川市市民後見人養成講座受講料補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市市民後見人養成講座受講料補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、第4条第2号に規定する養成講座の受講修了後30日以内又は申請年度の末日のいずれか早い期日までに、渋川市市民後見人養成講座受講料補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 養成講座の修了を証する書類の写し

（2） 養成講座の受講料の支払を証する書類の写し

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、当該報告書の審査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、渋川市市民後見人養成講座受講料補助金交付確定通知書（様式第6号）により交付すべき補助金の額を確定し、当該補助金を交付するものとする。

（帳簿及び書類の備付け等）

第14条 申請者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(市民後見人候補者の登録等)

第15条 市長は、第6条に規定する修了証を交付した者及び第13条の規定により補助金の交付を受けた者について、市民後見人として活動する意思、心身の状態等を確認したうえで、市民後見人として適当と認められる者を市民後見人候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録し、管理するものとする。

2 市長は、毎年度、名簿に登録されている者（以下「登録者」という。）に市民後見人として活動する意思、心身の状態等を確認するものとする。

3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録者に係る登録を抹消することができる。

(1) 前項の規定による確認の結果、登録者が市民後見人の業務を行うことに支障があると認められるとき。

(2) 登録者が、配偶者又は四親等内の親族以外の者と任意後見契約（任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第2条第1号に規定するものをいう。）を締結したとき。

(3) 登録者が本事業によらずに配偶者又は四親等内の親族以外の者に対し後見等を行うこととなったとき。

(4) 登録者が市民後見人として不適切な行為を行ったと認められるとき。

(5) 登録者が登録の抹消を申し出て、市長が了承したとき。

(6) 第5条第2号の要件に該当しなくなったとき。

(7) その他市長が必要と認めるとき。

(名簿の提出)

第16条 市長は、必要に応じて、家庭裁判所等に名簿を提出するものとする。

(市民後見人候補者の選考)

第17条 市長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知

的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により市長が申立てを行う事案その他の成年後見制度に係る事案が発生した場合は、専門職の意見を聴いた上で、市民後見人の候補者を推薦することが適当であると認めるときは、名簿より候補者を選考するものとする。

（活動の支援）

第18条 市長は、市民後見人のために、必要な相談及び支援のための体制を整備し、その活動を支援するものとする。

（守秘義務）

第19条 養成講座を受講した者、市民後見人及びその他事業に関係した者は、その事業実施上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、その事業を終了した後も同様とする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

様

渋川市長 印

渋川市市民後見人養成講座受講料補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請に対し、下記のとおり決定したので、渋川市市民後見人養成事業実施要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 交付の内容 交付 ・ 不交付（理由 ）
- 2 交付決定額 円
- 3 交付条件
 - （1） 養成講座の受講修了後30日以内又は申請年度の末日のいずれか早い期日までに、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出すること。
 - ア 養成講座の修了を証する書類の写し
 - イ 養成講座の受講料の支払を証する書類の写し
 - （2） 申請内容に変更等が生じた場合は、変更（取下げ）承認申請書を、速やかに市長に提出すること。
 - （3） 補助金を他の用途に使用したときは、補助金の一部又は全額の返還を命ずることがある。
 - （4） 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。
- 4 指示

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

渋川市長 様

申請者 住所

氏名

印

渋川市市民後見人養成講座受講料補助金変更（取下げ）承認申請書

年 月 日付け 号にて交付決定のあった補助金について、下記のとおり変更（取下げ）したいので、渋川市市民後見人養成事業実施要綱第11条の規定により申請します。

記

1 変更（取下げ）の内容

2 変更（取下げ）の理由

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

渋川市長

印

渋川市市民後見人養成講座受講料補助金変更（取下げ）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更（取下げ）に対し、
下記のとおり決定したので、渋川市市民後見人養成事業実施要綱第11条の規定
により通知します。

記

1 補助金の額

(1) 変更前 円

(2) 変更後 円

様式第5号（第12条関係）

年 月 日

渋川市長 様

住所 渋川市

氏名

印

渋川市市民後見人養成講座受講料補助金実績報告書

渋川市市民後見人養成事業実施要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

1 受講講座名	
2 講座の主催者	
3 受講期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 交付決定額	円
5 精算額（受講料）	円
6 添付書類	(1) 養成講座の修了を証する書類の写し (2) 養成講座の受講料の支払を証する書類の写し

様式第6号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

渋川市長

印

渋川市市民後見人養成講座受講料補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり確定したので、渋川市市民後見人養成事業実施要綱第13条の規定により通知します。

記

1 交付確定額

円